



2019年8月19日

各 位

会 社 名 マブチモーター株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 大越 博雄
(コード番号 6592 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 古今 敬之
(TEL 047-710-1127)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2019年8月19日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2019年9月12日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 121,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,670 円
(4) 処分総額	445,905,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、2019年2月22日開催の取締役会で「役員報酬B I P信託」を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続決議及び2019年3月28日開催の株主総会で本制度継続に関する議案の承認を受けております。

本自己株式処分は、本制度に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 68,562,462 株に対し 0.18%（小数点第3位を四捨五入、2019年6月30日現在の総議決権個数 664,293 個に対する割合 0.18%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると

判断しております。

なお、本制度の延長に関する概要については、2019年2月22日付で公表いたしました「当社取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

【本信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約の変更日	2019年5月28日付で変更（当初信託契約日：2016年6月3日）
変更後の信託期間	2016年6月3日～2022年6月末日
制度開始日	2016年7月1日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2019年8月16日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である3,670円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1か月間（2019年7月17日から2019年8月16日まで）の当社株式の終値の平均値である3,679円（円未満切捨て）に99.76%（乖離率▲0.24%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3か月間（2019年5月17日から2019年8月16日まで）の終値の平均値である3,705円（円未満切捨て）に99.06%（乖離率▲0.94%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6か月間（2019年2月18日から2019年8月16日まで）の終値の平均値である3,803円（円未満切捨て）に96.50%（乖離率▲3.50%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠には合理性があり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上